

## 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度 Q&A②

孫の教育資金として、おじいちゃん、おばあちゃんのお金を消費に回してもらおう、という制度が創設されました。**教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度**と言います。

具体的な質問から、ご理解を深めてください。

Q3 教育資金を実際に払ったときに、どのような手続きを行えばよいですか？

A3 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けようとする受贈者(孫)は、教育資金の支払いに充てた金銭に係る領収書その他の書類でその支払いの事実を証するものを、**取扱金融機関に提出**しなければなりません。

提出方法は、受贈者が選択することができます。

☆教育資金を支払った後に、その実際に支払った金額を教育資金管理契約に係る口座から払い出す方法

領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日までに提出してください。

☆先の方法以外の方法(まとめて払い出すイメージ)

領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日までに提出してください。

選択方法を一度決めた後に、変更することはできません。

Q4 どのような費用であれば、非課税扱いになりますか？

A4 「教育資金の非課税」化は、学校等に対して支払われたことが、学校等からの領収書等により確認できる費用が対象になっています。例えば、入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、教育充実費、修学旅行・遠足費等が挙げられます。

学校等で必要な費用は、次のどちらの場合も考えられます。

☆学校等(学校等の設置者)に支払う場合

学校等に支払ったことが領収書等で確認できるので、全額が1,500万円までの非課税枠の対象になります。

## ☆業者に支払う場合

一定の条件のもと、500万円までの非課税枠の対象にできます。

学校等で使用する教科書代や学用品費、修学旅行費、学校給食費等であっても、業者に支払いがなされる場合は1500万円までの非課税枠の対象にはなりません。

具体的には、学校等における教育に必要であり、学校等が書面で業者を通じて支払を保護者に依頼しているものを指します。

- ・教科書、副教材費
- ・教科教材費(リコーダー、裁縫セット等)
- ・学校指定の学用品費(制服、体操着、ジャージ、上履き、通学かばん等)
- ・卒業アルバム
- ・修学旅行、自然教室等の校外活動費
- ・給食費

では、「学校等の書面」とは、何を指すのでしょうか。

年度や学期の始めに配布されるプリントや「学校便り」、「教科書購入票」等を想定しています。この書面には、学校名、年月日、用途・費目が記載されていなければなりません。この場合には、領収書に加え「学校等からの書面」も金融機関に提出する必要があります。